

## 地方独立行政法人長崎市立病院機構内部統制に関する規程

平成31年3月1日

規程第1号

### (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）業務方法書（平成24年4月1日認可。以下「業務方法書」という。）第8条に定める内部統制の基本方針の下、役員（監事を除く。）の職務の執行が長崎市の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制体制）を整備するため、法人における内部統制の推進に係る体制等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (倫理指針及び行動指針)

第2条 業務方法書第7条に規定する役職員の倫理指針については、地方独立行政法人長崎市立病院機構役員規程（平成31年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第3号）及び地方独立行政法人長崎市立病院機構職員倫理規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第26号）でそれぞれ定めることとし、役職員の行動指針については、法人の理念（われらが思い）及び基本方針（目標に向かって）とし、次のとおりとする。

#### (1) 理念（われらが思い）

患者さんとそのご家族から、職員とその家族から、そして地域から信頼され、愛される病院となります。

#### (2) 基本方針（目標にむかって）

ア 思いやりの心をもち、安全で質の高い医療を提供します。

イ 地域に根ざすとともに、国際的視野をもった病院になります。

ウ 人間性豊かな医療人を育成し、医療の発展に貢献する研究を行います。

エ みずから考え、やりがい、喜び、誇りをもてる環境を創ります。

(内部統制の整備目的)

第3条 内部統制の整備目的は次のとおりとする。

(1) 業務の有効性及び効率性を高めること。

ア 業務の有効性とは、中期目標等に基づき業務を行いつつ、定款第1条に規定する目的を果たすことであり、業務の効率性とは、より効率的に業務を遂行すること。

(2) 事業活動に係る法令等の遵守を促進すること。

ア 事業活動に係る法令その他の規範の遵守を促進すること。

(3) 資産の保全を図ること。

ア 資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること。

(4) 財務報告等の信頼性を確保すること。

ア 市民に対する説明責任及び第三者による評価に資するため、財務報告及び非財務報告に係る情報の信頼性を確保すること。

(内部統制の推進体制)

第4条 法人に内部統制担当役員を置き、理事長が指名する常勤の理事をもって充てる。内部統制担当役員は、必要に応じ職員に内部統制に関する指示を行うことができるものとする。

2 理事長は、法人に内部統制統括者を置き、内部統制室長をもって充てる。内部統制統括者は、法人における内部統制に関する事務を総括するものとし、また、次項に規定する内部統制責任者を統括する。

3 理事長は、法人に内部統制責任者を置き、各部署（部・室・センター等）の長をもって充てる。内部統制責任者は、それぞれの所掌における内部統制の推進に関する事務をつかさどる。

4 内部統制統括者は、各部署の業務の実施状況を監視し、また、内部統制責任者から報告させること等により、モニタリングを実施しその結果を法人に置く組織の長

に供覧のうえ、理事長及び内部統制担当役員に報告する。

5 理事長は、内部統制に関する重要事項について、理事会に報告する。

(リスクの評価及びその対応に係る体制)

第5条 法人の目的達成のための障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行うため、内部統制統括者及び内部統制責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 法人の目的達成の障害となるものをリスクとして位置づけ、それらを網羅的に洗い出す。

(2) 組織全体に関わるリスクか、業務別のリスクかなどの分類

(3) リスクが顕在化した場合の影響度及び発生可能性を評価し、リスクの重要度の高低（対応の優先順位）を把握する。

(4) 重要度に応じリスクへの対応（リスクの回避、低減、移転等）の計画

（中期計画及び年度計画の策定、進捗管理及び自己評価に係る体制）

第6条 理事長は、長崎市長が作成した中期目標を達成するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第26条及び第27条の規定に基づき、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）を作成しなければならない。中期計画等の作成に当たっては、目標達成に向けた適切な計画が策定されるよう努めるものとする。

2 理事長は、中期計画等について、関係部署から年度計画の進捗状況等を報告されるなど、その実績や進捗状況をモニタリングすることにより効率的に実施するものとする。

3 理事長は、前項のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて業務手法又は業務体制の見直しを行うものとする。

4 理事長は、各事業年度における業務の実績等について、自己評価を行うとともに、その際は恣意的とならない評価とするなど適切な評価を実施するものとする。

5 理事長は、第2項のモニタリング及び前項の自己評価を基にした、適切な業務実

績報告を作成しなければならない。

6 理事長は、前項の評価結果を、現行の中期計画等の見直し、次期以降の中期計画等の作成、組織体制の見直し、人事に関する計画、業務手法の見直し等に活用しなければならない。

7 前各項に掲げる業務については、理事会、運営会議等で審議等を行い、実施することとする。

8 理事長は、各事業年度における業務の実績等について、法第28条の規定に基づき、長崎市長の評価を受けなければならない。

(業務に係る情報伝達のための体制)

第7条 法人は、理事会、運営会議、経営戦略会議、病院説明会、掲示板等（電子掲示板含む。）により、業務に係る情報伝達が確実に行われるようしなければならない。

(情報システムの整備と利用)

第8条 法人は、医療情報システム、庶務事務システム等を利用し、業務の効率化及び正確性の向上に努めることとする。

2 業務変更に伴うシステムの改変については、適宜速やかに行うものとする。

(通報)

第9条 理事長は、法令等違反（法令、条例、規則、法人の規程等に対する違反をいう。以下この条において同じ。）の早期発見と是正を図るため、次に掲げる通報制度を運用するとともに、通報者を保護する。

(1) 通報制度は、次に掲げる法令等違反を対象とする。

ア 法人又は役職員による法令等違反

イ 役職員以外の業務従事者（委託業者の労働者、派遣労働者その他法人及び法人が設置する組織で就業、実習又は研修を行う者をいう。以下同じ。）による法令等違反のうち、法人の事業活動に関係を有するもの

(2) 内部（役職員及び役職員以外の業務従事者）及び外部からの通報を受け付ける

窓口（以下「通報窓口」という。）を内部統制室（以下「内部窓口」という。）及び法人が委託する法律事務所（以下「外部窓口」という。）に設置する。

(3) 通報は、書面、電子メール及び電話によるものとし、内部窓口においては対面も可とする。

(4) 通報窓口は、通報者の同意を得ることなく、通報者の氏名等個人を特定できる情報を当該窓口以外に明かしてはならない。

(5) 理事長は、役職員等が通報したことを理由として、役職員等に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行ってはならず、また、役職員等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

(6) 理事長は、通報者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行った役職員に対し、役員については法に基づき処分又はその他必要な措置を講じるものとし、職員については地方独立行政法人長崎市立病院機構職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第11号）、地方独立行政法人長崎市立病院機構再任用職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第12号）、地方独立行政法人長崎市立病院機構任期付職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第13号）及び地方独立行政法人長崎市立病院機構非常勤職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第14号。以下「職員等就業規程」という。）に基づき処分を行う。

2 通報窓口及び法人は、通報者の通報後、次に掲げる報告及び措置等を行う。

(1) 通報窓口は、前項第4号の規定に留意し、通報された事項を遅滞なく内部統制統括者に報告しなければならない。

(2) 内部統制統括者は、前号の報告を受けたときは、当該通報について受理又は不受理を速やかに決定し、その結果を理事長、内部統制担当役員（通報された事項が役員に関するものである場合には、理事長、内部統制担当役員及び監事）及び通報窓口に遅滞なく報告しなければならない。この場合において、内部統制統括者は、受け付けた通報が次のいずれかに該当する場合は、受理しないものとする。

- ア 明らかに法令等違反を伴わないものであるとき。
- イ 役職員以外の業務従事者による法令等違反に関する通報で、法人の事業活動と関係を有しないものであるとき。
- ウ 内容が不明瞭である場合等十分な調査を行えないことが明らかであるとき。

(3) 内部統制統括者は、通報の受理又は不受理の決定結果について、当該通報を受けた日から20日以内に通報者（匿名通報者を除く。）に通知をしなければならない。ただし、外部窓口で受け付けた通報のうち、通報者の連絡先が法人に明かされていないものについては、外部窓口を通じて通知するものとする。

(4) 内部統制統括者は、通報を受理した場合は、その通報内容の事実関係等について、調査を行わなければならない。この場合において、内部統制統括者が必要と認めるときは、役職員、外部窓口、外部関係先その他に調査への協力を求めることができる。

(5) 役職員は、調査への協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

(6) 内部統制統括者は、調査した結果を速やかに理事長及び内部統制担当役員（通報された事項が役員に関するものである場合には、理事長、内部統制担当役員及び監事）に報告しなければならない。

(7) 役職員の重大な法令等違反が明らかになった場合には、理事会において、当該事案に係る是正措置及び再発防止措置等（役職員の処分を除く。以下「是正措置等」という。）について決定し、また、その他の法令等違反が明らかになった場合には、理事長は、内部統制統括者に是正措置等を決定させ、速やかに措置を講じなければならない。

(8) 理事長は、役職員の重大な法令等違反に係る処分等については、理事会に報告しなければならない。

(9) 内部統制統括者は、調査結果及び是正措置等の内容について、関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、遅滞なく通報者に通知をしなけれ

ばならない。ただし、外部窓口で受け付けた通報のうち、通報者の連絡先が法人に明かされていないものについては、外部窓口を通じて通知するものとする。

3 内部統制統括者は、不受理とした通報であっても、必要があると認められる場合は、情報提供として取り扱い、関係部署へ通知する等、必要な措置を講じるものとする。

4 通報された事項が内部統制統括者に関するものである場合には、前2項において「内部統制統括者」とあるのは「内部統制担当役員」と読み替えて適用する。

5 前各項の規定にかかわらず、地方独立行政法人長崎市立病院機構ハラスメント防止規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第28号）等法人の諸規程等において対応手続が定められているものに関する通報等については、この規程により受け付けた後、当該諸規程等の定めるところにより対応するものとする。

（内部監査の実施に係る体制）

第10条 理事長は、内部統制体制の有効性及び妥当性について、客観的な立場からモニタリングを行うため、内部監査を実施する。

2 内部監査の実施に係る体制等については、地方独立行政法人長崎市立病院機構内部監査規程（平成31年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第2号）で定める。  
（反社会的勢力への対応）

第11条 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒否する。  
（監事及び監事監査）

第12条 監事は、法第13条第4項の規定に基づき、法人の業務を監査する。

2 監事及び監事監査に関し必要な事項については、地方独立行政法人長崎市立病院機構監事及び監事監査規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第2号）で定める。

（職員の人事・懲戒）

第13条 法人は、職員等就業規程に基づき、また、業務の適正を確保するための定

期的な人事異動や長期在職者の存在把握等により、人事を適正に管理する。

2 懲戒等に関し必要な事項については、職員等就業規程及び地方独立行政法人長崎市立病院機構懲戒規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第25号）で定める。

（契約）

第14条 法人は、法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約業務を適切に行わなければならない。

2 契約に関し必要な事項については、地方独立行政法人長崎市立病院機構契約規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第52号）で定める。

（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、内部統制に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規程第14号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月9日規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月10日規程第27号）

この規程は、令和2年11月10日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附 則（令和3年3月25日規程第10号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。